

別表1 非課税対象施設

(表1) 特定防火対象物一覧表

(表2) 消防用設備等及び防災施設等に係る非課税施設

(表3) 高崎市・安中市消防組合火災予防条例に規定する避難路

参考条文等凡例

法	地方税法
令	地方税法施行令
規	地方税法施行規則
法附	地方税法本法附則
令附	地方税法施行令附則
規附	地方税法施行規則附則

条、項、号は算用数字で表示し、項には数字を○、号は（ ）で囲んで表示しています。

別表1 非課税対象施設

番号	対象	要件等	適用		根拠法令	具体例
			資産割	従業者割		
1	国及び公共法人	国及び非課税独立行政法人並びに法人税法に規定する公共法人	○	○	法701の34①	地方公共団体、土地区画整理組合等(法人税法 別表1に掲げる法人)
2	公益法人等	法人税法に規定する公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業	○	○	法701の34② 令56の22 令56の23	学校法人、宗教法人、社会福祉法人、一般財団法人等(法人税法 別表2に掲げる法人)、NPO法人等
3	教育文化施設	博物館法第2条第1項に規定する博物館、その他政令で定める図書館、幼稚園(13に該当するものを除く)	○	○	法701の34③ (3) 令56の24	学校教育法附則第6条の規定により設置された私立の幼稚園、図書館法第2条第1項に規定する図書館
4	公衆浴場	公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場で、物価統制令の規定に基づき知事が入浴料金を定めるもの	○	○	法701の34③ (4) 令56の25	
5	と畜場	と畜場法第3条第2項に規定すると畜場	○	○	法701の34③ (5)	
6	死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場	○	○	法701の34③ (6)	
7	水道施設	水道法第3条第8項に規定する水道事業者等の管理に属する水道施設	○	○	法701の34③ (7)	水道のための取水、貯水、導水、浄水、送水、配水等の施設
8	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定による許可若しくは第9条の8第1項の規定による認定を受けて、又は第7条第1項ただし書若しくは同条第6項ただし書による市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	法701の34③ (8)	
9	病院・診療所等	医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設で政令で定めるもの及び同条第29項に規定する介護医療院で政令で定めるもの並びに看護師等政令で定める医療関係者の養成所	○	○	法701の34③ (9) 令56の26	看護師、准看護師、歯科衛生士、保健師、助産師、診療放射線技師、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、臨床検査技師の養成所
10	保護施設	生活保護法第38条第1項に規定する保護施設で政令で定めるもの	○	○	法701の34③ (10) 令56の26の2	救護施設、更正施設、医療保護施設等
11	小規模保育事業用施設	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設	○	○	法701の34③ (10の2)	
12	児童福祉施設	児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設で政令で定めるもの (13に該当するものを除く)	○	○	法701の34③ (10の3) 令56の26の3	母子生活支援施設、保育所、児童養護施設等

別表1 非課税対象施設

番号	対象	要件等	適用		根拠法令	具体例
			資産割	従業者割		
13	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園	○	○	法701の34③(10の4)	
14	老人福祉施設	老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設で政令で定めるもの	○	○	法701の34③(10の5) 令56の26の4	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人福祉センター、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設等
15	障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設	○	○	法701の34③(10の6)	
16	社会福祉事業用施設	10から15までに掲げる施設のほか、社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	法701の34③(10の7) 令56の26の5	
17	地域包括支援事業用施設	介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設	○	○	法701の34③(10の8)	地域包括支援センター
18	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業用施設	児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設	○	○	法701の34③(10の9)	
19	農林漁業生産施設	農業、林業、漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	法701の34③(11) 令56の27 規24の3	農作物育成管理用施設、蚕室、畜舎、家畜飼養管理用施設、農舎、農産物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、たい肥舎、サイロ、きのご栽培施設
20	農業協同組合等共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、農事組合法人、農業協同組合連合会、生産森林組合、森林組合連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設	○	○	法701の34③(12) 令56の28 規24の4	(ア) 生産の用に供するもの (イ) 国の補助金若しくは交付金の交付又は株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の資金、農業近代化資金、漁業近代化資金の貸付けを受けて設置される施設で、保管、加工、流通の用に供されるもの (ウ) 農林水産業者の研修のための施設、農林水産業者の経営の近代化又は合理化のための施設で農林水産業に関する試験研究のための施設
21	卸売市場	卸売市場法第2条第2項に規定する卸売市場及びその機能を補完する付設集卸売場等並びに指定場外保管場所	○	○	法701の34③(14) 令56の29 規24の5	(ア) 中央卸売市場、地方卸売市場 (イ) 株式会社日本政策金融公庫法別表第1第9号の中欄に規定する付設集卸売場及び卸売又は仲卸しの業務に必要な倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配達センター、計算センター (ウ) 卸売市場法第39条第1号の規定により指定された場所において生鮮食料品等を保管する施設

別表1 非課税対象施設

番号	対象	要件等	適用		根拠法令	具体例
			資産割	従業者割		
22	電気事業用施設	電気事業法第2条第1項に規定する一般送配電事業、送電事業又は発電事業の用に供する施設	○	○	法701の34③(16) 令56の32	電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設
23	ガス事業用施設	ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業又は同条第9項に規定するガス製造事業（当該ガス製造事業により製造されたガスが、直接又は間接に同条第6項に規定する一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管により受け入れられるものに限る。）の用に供する施設で特定のもの	○	○	法701の34③(17) 令56の33	ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設
24	中小企業の集積の活性化等事業用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する一定の事業を行う者が、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロの貸付けを受けて設置する施設で特定のもの	○	○	法701の34③(18) 令56の34 規24の5の2	(ア) 一定の事業 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第3条第1項第2号から第4号までに掲げる事業のうち特定のもの (イ) 特定のもの 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第2条第1項に規定する中小企業者が行う(ア)又は(ア)の趣旨に沿って当該施設を利用して行う事業の用に供する施設で工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備
25	中小企業の総合特別区域における施設	イ 総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する事業（総務省令で定めるものを除く）を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設で特定のもの ロ 総合特別区域法第2条第3項第5号イに規定する事業（総務省令で定めるものを除く）を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設で特定のもの	○	○	法701の34③(19) 令56の35 規24の5の3規24の5の4	工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備
26	鉄道事業用施設	鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	法701の34③(20) 令56の36	本来の事業の用に供する施設のうち事務所・発電施設以外の施設
27	自動車運送事業用施設	道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは第二種貨物利用運送事業のうち航空運送事業者の行う貨物の運送に係るものを経営する者がその本来の事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	法701の34③(21) 令56の37	営業所、車庫、荷捌所、待合室、整備工場、詰所等本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設

別表1 非課税対象施設

番号	対象	要件等	適用		根拠法令	具体例
			資産割	従業者割		
28	自動車ターミナル用施設	自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で特定のもの	○	○	法701の34③(22) 令56の38	本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設
29	電気通信事業用施設	専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務を提供する電気通信事業（携帯電話、自動車電話等を除く。）を営む特定の者が当該事業の用に供する特定の施設	○	○	法701の34③(24) 令56の40 規24の6の2	(ア) 特定の者 電気通信事業法の規定による認定を受けた者のうち、同法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する者及びこれに類する者として総務大臣が指定するもの (イ) 特定の施設 事務所、研究施設、研修施設以外の施設
30	一般信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	○	○	法701の34③(25) 令56の40の2 規24の6の3	
31	郵便事業用施設	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	法701の34③(25の2) 令56の40の3 規24の6の4	
32	勤労者の福利厚生施設	事業を行う者等が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設	○	○	法701の34③(26) 令56の41 規24の7	(ア) 以下のものが該当します 保養所、売店、体育館、従業員食堂、診療所、娯楽施設、理髪室 (イ) 以下は該当しません トイレ、研修所、駐車場等の通勤施設、事業所の更衣室、業務上必要な仮眠室、現場作業員用浴室及び事業に関する図書室等
33	路外駐車場	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場が都市計画において定められた都市計画駐車場等	○	○	法701の34③(27) 令56の42 規24の8	(ア) 時間貸し駐車場 (イ) 該当施設からおおむね200m以内の距離に設置されるもの(①駅等の交通施設②美術館、図書館、博物館等の文化施設③市役所等の公的施設④商店街、大型店舗⑤病院、ホール、スポーツ施設、公園、大学⑥その他の公益上必要な施設)
34	都市計画駐輪場	道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車又は同項第11号の2に規定する自転車の駐車のための施設で都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの	○	○	法701の34③(28)	
35	高速道路事業用施設	東日本高速道路株式会社等が、高速道路株式会社法に規定する事業の用に供する施設で事務所以外の施設	○	○	法701の34③(29) 令56の42の2	
36	消防用設備等・防災施設等	特定防火対象物に設置される消防用設備等及び特殊消防用設備等並びに防災施設等	○	×	法701の34④ 令56の43 規24の9	非課税の対象となるのは、特定防火対象物(表1参照)に設置される消防用設備等、防災施設等(表2参照)及び条例で規定する避難路(表3参照)に限られますので、一般事業用家屋に当該設備等が設置されていても、非課税に該当しません

(表1) 特定防火対象物一覧表 (注)本表は、消防法施行令 別表第一に基づき作成したものです。

(一)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ	公会堂又は集会場
(二)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場又はダンスホール
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(一)項イ、(四)項、(五)項イ及び(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
(三)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
(四)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(五)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(六)	イ	病院、診療所又は助産所
	ロ	(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法第七条第一項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。)を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児であつて、同条第四項に規定する障害者区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。)を主として入所させるものに限る。))又は同法第五条第八項に規定する短期入所若しくは同条第十七項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。)
(六)	ハ	(1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。))その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。) (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)
	ニ	幼稚園又は特別支援学校
(九)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(十六)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(十六の二)		地下街
(十六の三)		建築物の地階((十六の二)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。)

(表2) 消防用設備等及び防災施設等に係る非課税施設

表1に掲げる特定防火対象物に設置されるものに限り、非課税が適用されます。

(注) 消防用設備等及び防災施設等であっても、次に掲げる場合は非課税の対象となりません。

- ・設置床面積がない場合(例えば、天井に設置されたスプリンクラーヘッドの部分)
- ・家屋の床面積に含まれない部分や床面積の全部が非課税となる部分に設置されている場合

(注) 消防用設備等については、消防法第17条第1項の技術上の基準に適合するもの又は同法第17条の2の5第1項若しくは第17条の3第1項の適用があるもの。

(注) 消防法又は建築基準法施行前の建築物等については、従前の規定に適合すればよいものです。

(注) 居室とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいいます。

	非課税対象となる施設又は設備	具体的取扱い	非課税割合	
			全部	1/2
1	次の設備に係る水槽の設置部分 ・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備 ・水噴霧消火設備・泡消火設備 ・屋外消火栓設備・動力消防ポンプ設備 ・不活性ガス消火設備	消防用設備等の水源としての技術上の基準に適合している水槽で、一般給水用の水源として兼用されている場合も事業所床面積は非課税になります。	○	
2	次の設備に係るポンプが設置されているポンプ室 ・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備 ・水噴霧消火設備・泡消火設備	消防用設備のポンプと一般給水用ポンプとが併設されているポンプ室の消防用設備等に係る非課税面積は、それぞれのポンプの規模(占有床面積等)に応じ当該ポンプ室に係る事業所床面積を按分し計算します。	○	
3	次の設備に係る非常用電源又は予備電源の電源室(発電室、蓄電池室又は変電室) ・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備 ・水噴霧消火設備・泡消火設備 ・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備 ・粉末消火設備・自動火災報知設備 ・ガス漏れ火災警報設備・非常警報設備 ・誘導灯・排煙設備・非常用コンセント設備 ・無線通信補助設備・非常用照明装置 ・非常用エレベーター	①消防用設備等の非常用電源と他の共用の受電設備、変電設備、その他の機器及び配線が外箱に収納されている非常用電源専用受電設備に係る事業所床面積については非課税になります。 ②消防用設備等に係る非常電源設備と一般照明等の電源設備とが併設されている電源室の消防用設備等に係る非課税面積は、それぞれの電源設備の規模(占有床面積)に応じ当該電源室に係る事業所床面積を按分し計算します。	○	
4	次の設備に係るパイプスペース又は電気配線シャフトの部分(バルブ類(スプリンクラー設備の制御弁等の格納部分)を含むものとし、床を占有する部分に限る) ・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備 ・水噴霧消火設備・泡消火設備 ・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備 ・粉末消火設備・自動火災報知設備 ・ガス漏れ火災警報設備・非常警報設備 ・誘導灯・排煙設備・非常用コンセント設備 ・無線通信補助設備・非常用照明装置 ・非常用エレベーター	パイプスペース又はシャフトとして区画された部分で、消防用設備等の配管又は配線とが併用しているものは非課税になります。	○	
5	動力消防ポンプ設備の格納庫		○	
6	総合操作盤その他の消防用設備等の操作機器(火災報知設備の受信機を含む)の設置部分(床を占有する部分に限る)	①消防用設備等の監視・操作等と空調・保温等の監視・操作等を併せ行う総合操作盤は非課税になります。 ②壁等に埋め込まれ、又は取付けられている消防用設備等は、占有する部分がないので非課税になりません。	○	
7	前記の消防用設備等の操作機器の操作面積	テーピング等により操作面積が有効に確保されている場合に限りです。		○

	非課税対象となる施設または設備	具体的取扱い	非課税割合	
			全部	1/2
8	次の設備に係る消化薬剤の貯蔵槽又は消化剤の貯蔵容器等の貯蔵庫等 ・泡消火設備・不活性ガス消火設備 ・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備		○	
9	消火栓箱、泡消火設備の放射用器具の格納箱、連結送水管の放射用器具の格納箱又は簡易消火器具の設置部分（床を占有する部分に限る）	①壁等に取付けられている場合については6の②の取扱いを参照してください。 ②移動性消防器具については、設置箇所の標識（消防法施行規則第9条第4号）が設けられ、かつ、当該部分に常置されている場合に限り、占有部分が非課税になります。	○	
10	避難器具の設置部分（床を占有する部分に限る）	①壁等に取付けられている場合については6の②の取扱いを参照してください。	○	
11	排煙器具のダクトスペース（床を占有する部分に限る）及び排煙機の設置部分	①防災用の排煙と暖房等の排煙が併用するダクトスペースは、非課税になります。 ②排煙機が設置されている機械室に他の一般機器が併設されている場合については、2の取扱いを参照してください。	○	
12	階段 ・避難階段又は特別避難階段	特別避難階段は、付室の設置が構造上の要件であるので、この付室も非課税になります。	○	
	・避難階又は地上へ通する直通階段（避難階段又は特別避難階段を除くものとし、傾斜路を含む） ・防火区画されている前記以外の階段の部分			○
13	廊下の部分	廊下とは、室と室をつなぐ一定の幅員をもった建物内通路をいい、売場内の店内通路等は、これに該当しません。		○
14	避難階における屋外への出入口（風除室）	屋外への出入口が扉・柱等で区画されている場合に、当該部分が2分の1非課税になります。		○
15	非常用進入口		○	
16	中央管理室	火災報知設備の受信機等及び消防用設備等の操作機器の占有部分は、前記6により全部非課税とされていますので、中央管理室の残りの部分が2分の1非課税になります。		○
17	昇降機 ・非常用エレベーターの昇降路及び乗降ロビー		○	
	・前記以外のエレベーター又はエスカレーター等の昇降路（防火区画されているものに限る）	エレベーター自体の構造上、回りの壁及びエレベーター扉で防火構造になっているもの		○
	・吹抜きとなっている部分及びダクトスペースの部分等（防火区画されているものに限る）			○
18	高崎市・安中市消防組合火災予防条例に規定する避難通路（表3に掲げるものに限る）	スプリンクラー設備の有効範囲内に設置されるもの	○	
		上段以外のもの		○
19	高崎市・安中市消防組合火災予防条例に規定する喫煙所			○
20	条例又は消防長若しくは消防署長や建築基準法第2条第35号に規定する特定行政庁の命令に基づき設置する施設又は設備で火災又は地震等の災害による被害を予防し、又は軽減するために有効に管理されていると市長が認めるもの			○

(表3) 高崎市・安中市消防組合火災予防条例に規定する避難路

<p>劇場等の避難通路</p>	<p>ア 横に並んだいす席の基準席数（最大20席）以下ごとにその両側に幅80cm以上の縦通路（当該基準席数の2分の1以下の席数ごとに縦通路を保有する場合、幅60cm以上の片側通路とすることができる）を保有しなければならない。 イ 縦に並んだいす席20席以下ごと及び客席部分の最前部に幅1m以上の横通路を保有しなければならない。 ウ まず席を設ける客席の部分は横に並んだます席2ます以下ごとに幅40cm以上の縦通路を保有しなければならない。 ※以上の通路は避難口に直通のこと</p>						
<p>キャバレー等及び飲食店の避難通路</p>	<p>客席の床面積が150㎡以上の階の客席には、有効幅員1.6m（飲食店にあつては1.2m）以上の避難通路を、客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席7個以上を通過しないで、その一に達するように保有しなければならない。</p>						
<p>百貨店等の避難通路</p>	<p>ア 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場には、下欄の区分に掲げる幅員以上の主要避難通路を1以上保有しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="466 792 1066 882" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>売場又は展示場の床面積</th> <th>幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150㎡以上300㎡未満</td> <td>1.2m</td> </tr> <tr> <td>300㎡以上</td> <td>1.6m</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が600㎡以上の場合には上記の主要避難通路のほか、有効幅員1.2m以上の補助避難通路を保有しなければならない。 ※1百貨店等とは、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場をいいます。 ※2主要避難通路とは、売場又は展示場内に幹線的に設ける通路で避難口に通じる通路をいいます。 ※3補助避難通路とは、売場又は展示場内の各部分から主要避難通路又は避難口に通じる通路をいいます。 ※4売場とは、事務室、便所、倉庫、荷作り場、食堂部分等を除いた、客が出入りする商品の陳列販売部分をいいます。</p>	売場又は展示場の床面積	幅員	150㎡以上300㎡未満	1.2m	300㎡以上	1.6m
売場又は展示場の床面積	幅員						
150㎡以上300㎡未満	1.2m						
300㎡以上	1.6m						

※図面上に表示される消防設備等の略号

- DS ダクトスペース
- PS パイプスペース
- EPS 電気配管シャフト
- ELV エレベーター